

令和4年度第3回和水町地域公共交通会議 次第

日時：令和4年11月21日（月）

午後2時30分

場所：和水町中央公民館 大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

報告第1号 あいのりくんの運行状況について

議案第1号 和水町地域公共交通会議設置規約の一部改正について

議案第2号 あいのりくんの町外乗り入れについて

議案第3号 あいのりくんの無料期間実施について

議案第4号 和水町地域公共交通計画策定調査業務について

4 その他

5 閉 会

## あいのりくんの運行状況について

(令和4年10月末時点)

### 1 利用登録者数

利用登録者数は、令和4年10月末現在で732人(菊水地区483人、三加和地区249人)となっている。前年同時期は689人であったため、43人の増加となっている。

高齢者が多数を占めるが、なかには学生、外国人の利用登録も見受けられる。

しかし、「あいのりくん」を必要としているにも関わらず、利用登録が済んでいない潜在的な利用者の存在も見込まれるため、引き続き利用促進を図っていくことが重要であると考えます。

### 2 利用件数・実利用者数

#### (1) 利用件数について

令和4年度の利用件数は、令和4年10月末現在で3161件(菊水地区2,317件、三加和地区844件)となっている。

令和3年度の同時期は、2,700件(菊水地区2,124件、三加和地区576件)であることから、町全体で約17%の増加率となっている。

地区別にみると、菊水地区が約9%、三加和地区が約46%の伸び率となっていることから、特に三加和地区の利用が増えていることが分かる。

#### (2) 実利用者数について

令和4年4月から10月末までの期間における実利用者は、月平均98.4人となっている。これは令和3年度84人、令和2年度82.7人、令和元年度85.2人から飛躍的に増加していることが分かる。

### 3 目的地別の利用件数

目的地別の利用件数を見ると、和水町立病院への利用が最も多い状況である。次いでスーパー菊屋りんご店、三加和温泉ふるさと交流センターとなっている。

利用件数と同様に、全体的に【菊水地区】の指定乗降場所の利用が多い状況となっている。【三加和地区】においては、三加和温泉ふるさと交流センターや三串歯科の利用が多い状況にある。

全体的に見ると、昨年度同様に主にスーパーや病院といった商業施設・医療機関への利用が多い傾向にあることから、「あいのりくん」が生活交通の一部とし

て一定の役割を發揮しているものと見込まれる。また、各拠点から路線バスのバス停に繋ぐことで、地域公共交通の利用促進及び外出範囲の拡大に一定の効果をもたらしていることが分かる。

#### 4 曜日・時間帯別の利用件数

利用件数を曜日別に見ると、火曜日が最も少なく、金曜日が最も多い状況となっている。全体的に見ると週初めの月曜日と週終わりの金曜日の利用が多く、火曜日から木曜日の3日間の利用が比較的少ない傾向となっている。

利用件数を時間帯別に見ると、9時台、10時台、11時台の利用が多く、全体の半数以上を占めており、この結果は過去3年間変動していない。

利用状況として、午前中に自宅からおでかけ先へ向かい、その後、順次自宅へと帰宅する例が多く見受けられるため、曜日を問わず、午後からの利用は少ない傾向となっている。

#### 5 「乗り継ぎ」の利用状況

旧町間（縦軸）の移動にかかる「あいのりくん」の利用を支援するため、令和2年10月から「乗り継ぎ」料金の全額割引を実施している。

割引開始後は、1月あたりの平均利用件数が2件程度増加（割引開始前：約10件、割引開始後：約12件）しており、割引の効果が見える。

実利用者数については、大きな変動がなく、固定利用者が「乗り継ぎ」を利用している状況が伺える。

これまでの状況を分析したうえで、今後も継続した取組を検討していく。

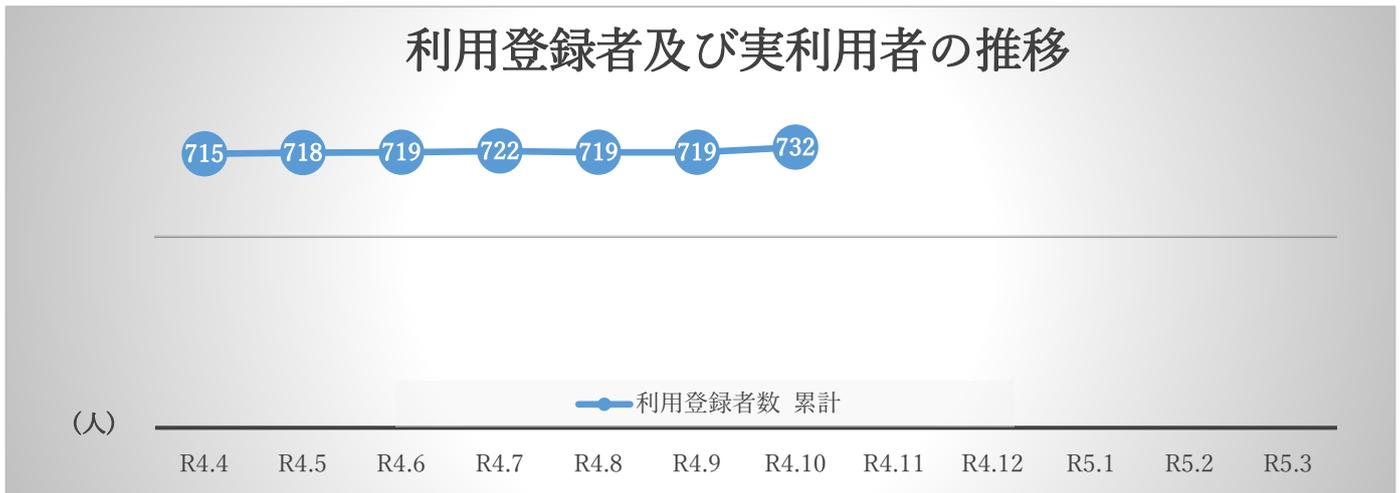
<乗り継ぎ料金とは・・・>

旧町間をまたぐ移動の際には、共通指定乗降場所（①福祉センター ②三加和温泉ふるさと交流センター）での乗り継ぎが必ず必要となる。この乗り継ぎの際に発生する費用を指す。

## 1 利用登録者数

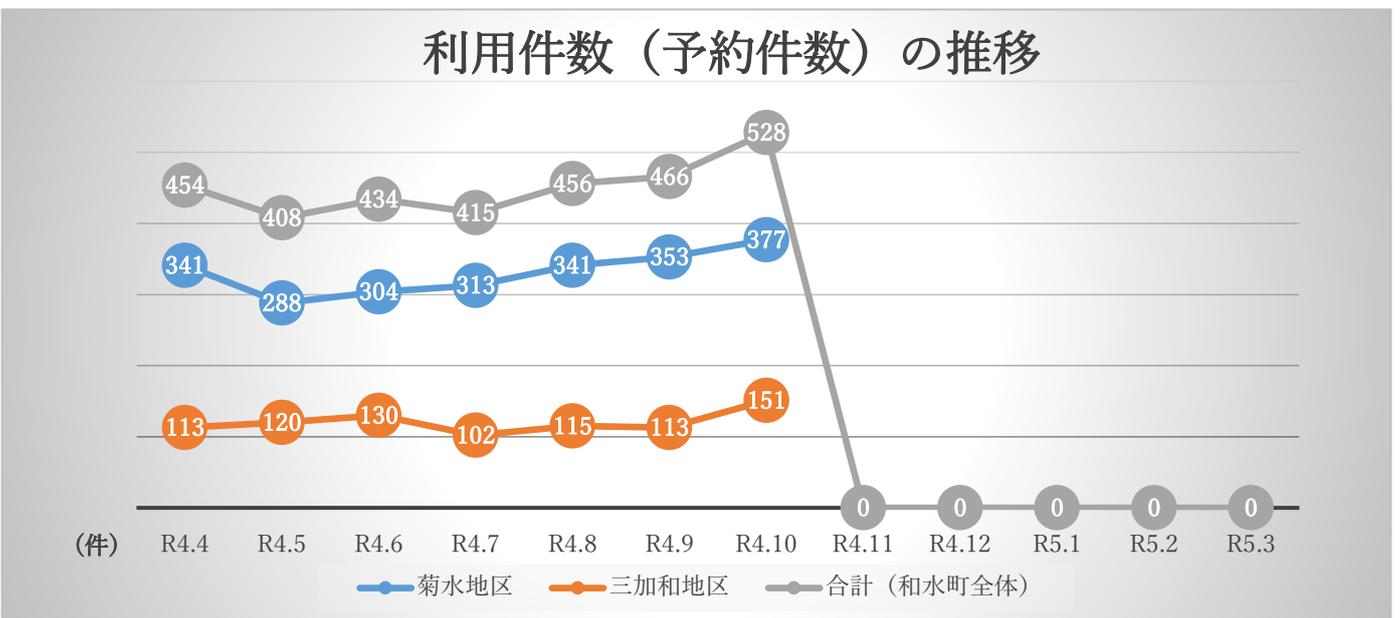
利用登録者数：732人（菊水地区483人 三加和地区249人）

	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10
利用登録者数 累計	715	718	719	722	719	719	732

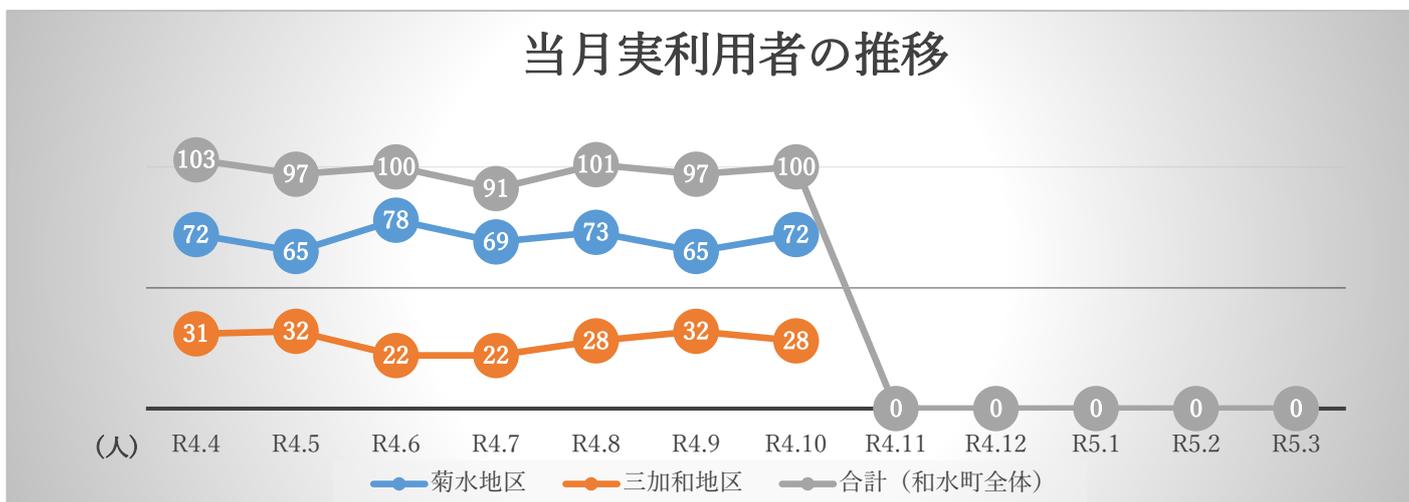


## 2 利用件数・実利用者数

利用件数（予約件数）	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10
菊水地区	341	288	304	313	341	353	377
三加和地区	113	120	130	102	115	113	151
合計（和水町全体）	454	408	434	415	456	466	528



当月実利用者数の推移							
	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10
菊水地区	72	65	78	69	73	65	72
三加和地区	31	32	22	22	28	32	28
合計（和水町全体）	103	97	100	91	101	97	100

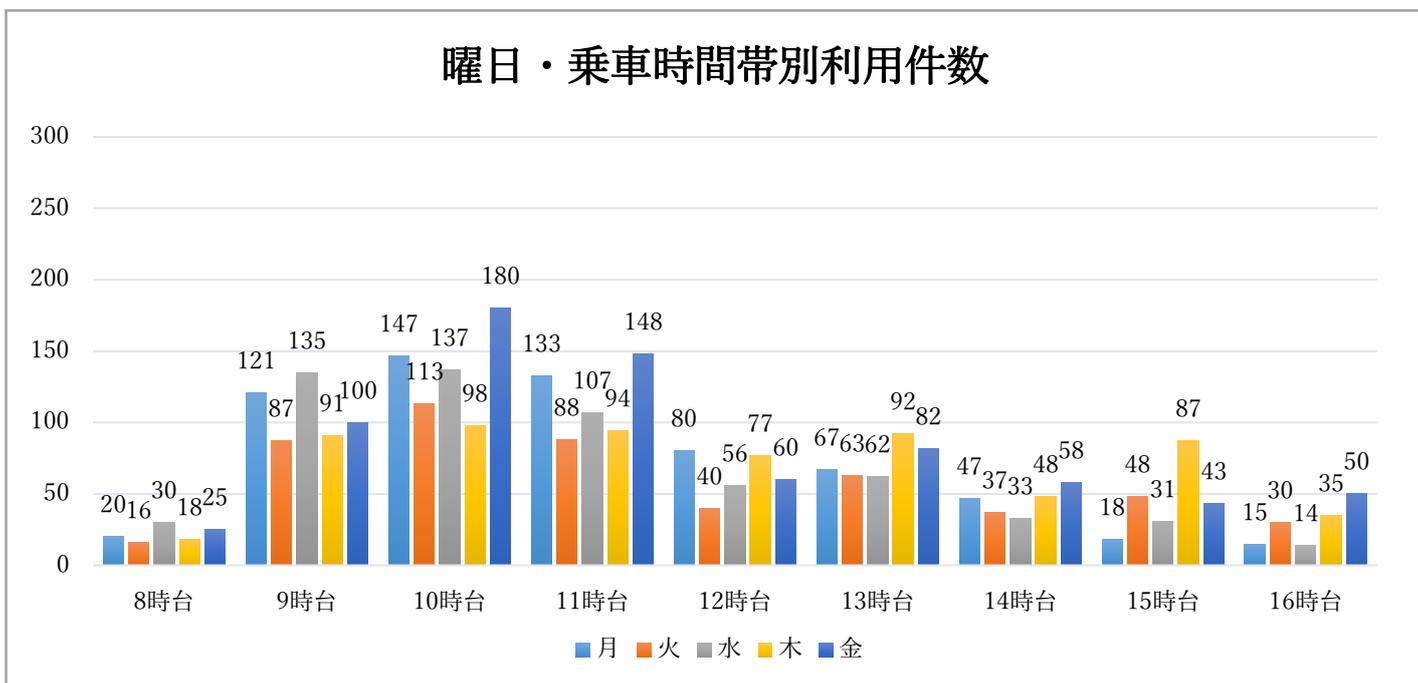


### 3 目的地別の利用件数

目的地	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R4計	割合
和水町立病院	133	94	132	120	156	157	153						945	29.9%
菊水ロマン館	34	48	32	37	33	27	30						241	7.6%
菊屋(りんご店)	43	37	46	64	73	61	50						374	11.8%
役場本庁	22	25	20	30	38	40	30						205	6.5%
肥後銀行菊水支店	28	23	22	23	18	18	27						159	5.0%
JA玉名菊水支所	8	2	11	7	10	6	2						46	1.5%
和水クリニック	2	4	7	1	3	3	7						27	0.9%
ヨリハド & グリーン菊水	19	21	16	15	2	11	24						108	3.4%
ふるさと交流センター	72	46	41	42	52	46	66						365	11.5%
福祉センター	4	5	4	0	3	1	2						19	0.6%
三加和総合支所	18	30	22	17	13	22	43						165	5.2%
菊屋(みかん店)	21	17	22	20	24	23	30						157	5.0%
JA玉名三加和支所	3	2	5	0	3	3	5						21	0.7%
緑郵便局	2	4	1	0	0	2	3						12	0.4%
森の里クリニック	0	4	4	0	5	0	3						16	0.5%
歯科処神崎	2	4	1	0	0	0	0						7	0.2%
三加和郵便局	10	5	17	11	4	4	10						61	1.9%
三串歯科医院	33	37	31	28	19	42	43						233	7.4%
合計	454	408	434	415	456	466	528	0	0	0	0	0	3,161	100.0%

#### 4 曜日・時間帯別の利用件数

曜日・乗車時間帯別利用件数累計【R4.4月～R4.10月】						単位：件
時間帯/曜日	月	火	水	木	金	合計
8時台	20	16	30	18	25	109
9時台	121	87	135	91	100	534
10時台	147	113	137	98	180	675
11時台	133	88	107	94	148	570
12時台	80	40	56	77	60	313
13時台	67	63	62	92	82	366
14時台	47	37	33	48	58	223
15時台	18	48	31	87	43	227
16時台	15	30	14	35	50	144
合計	648	522	605	640	746	3161



## 議案第 1 号

### 和水町地域公共交通会議設置規約の一部改正について（案）

#### 1 背景

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の改正が平成 26 年 11 月 20 日に施行され、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通のあり方、住民、交通事業者及び行政の役割を定める「地域公共交通網形成計画」の策定ができることになった。その後、令和 2 年 11 月 27 日に施行された「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取り組みを推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、「地域公共交通網形成計画」は「地域公共交通計画」と名称変更された。

地域公共交通計画は、鉄道や路線バス等の公共交通を中心に地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を促すための計画であり、策定が努力義務化とされた。

また、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を受ける条件として、令和 7 年度以降は地域公共交通計画の策定が条件となっている。

このことを踏まえ、町では、令和 6 年 9 月末までに地域公共交通計画を策定する必要がある。

そのため、和水町地域公共交通会議設置規約の一部を改正するもの。

#### 2 改正の内容

目的及び事業に係る計画の名称を改める。（第 1 条及び 3 条関係）

#### 3 施行期日

令和 4 年 11 月 21 日

和水町地域公共交通会議設置規約 新旧対照表

新	旧
<p>(設置)            第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき<u>地域公共交通計画</u>(以下「<u>交通計画</u>」という。)の策定に関する協議及び<u>交通計画</u>の実施に係る連絡調整を行い、並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、和水町地域公共交通会議(以下「<u>交通会議</u>」という。)を設置する。</p> <p>第2条 (略)            (業務)</p> <p>第3条 交通会議は、第1条に規定する目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>交通計画</u>の策定及び変更に関する事項</p> <p>(3) <u>交通計画</u>の実施に係る連絡調整に関する事項</p> <p>(4) <u>交通計画</u>に位置づけられた事業の実施に関する事項</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>第4条～第16条 (略)</p>	<p>(設置)            第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき<u>地域公共交通網形成計画</u>(以下「<u>形成計画</u>」という。)の策定に関する協議及び<u>形成計画</u>の実施に係る連絡調整を行い、並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、和水町地域公共交通会議(以下「<u>交通会議</u>」という。)を設置する。</p> <p>第2条 (略)            (業務)</p> <p>第3条 交通会議は、第1条に規定する目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>形成計画</u>の策定及び変更に関する事項</p> <p>(3) <u>形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関する事項</p> <p>(4) <u>形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関する事項</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>第4条～第16条 (略)</p>

## 和水町地域公共交通会議設置規約

### (設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行い、並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するため、和水町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

### (事務所)

第2条 交通会議の事務所は、熊本県玉名郡和水町江田3886番地（和水町役場内）に置く。

### (業務)

第3条 交通会議は、第1条に規定する目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金に関する事項
- (2) 交通計画の策定及び変更に関する事項
- (3) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (4) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (5) 町の総合的な交通施策に関する事項
- (6) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

### (組織)

第4条 交通会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 町長又は町長が指名する者
- (2) 住民又は利用者の代表者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
- (5) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局の関係職員
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 道路管理者
- (8) 熊本県玉名警察署の関係職員
- (9) 学識経験者その他交通会議の運営上必要と認める者

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は委嘱の日の属する年度の翌年度末とし、再任を妨げない。ただし、委員のうち、行政機関の職員及び団体の代表等である委員の任期については、その職にある期間とする。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は第4条第1号に規定する者をもって充て、副会長は委員の互選により選任する。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 交通会議は、会長が招集する。

- 2 会長は会議の議長となる。

- 3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員は、自ら会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理者の氏名等を報告することにより、その代理者をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 交通会議の議事は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 交通会議は、原則として公開する。ただし、必要があると認められるときは、交通会議の決定によりこれを公開しないことができる。
- 7 会長は、必要に応じて委員以外の関係者に対して資料を提出させ、又は交通会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の事務を処理するため、和水町役場まちづくり推進課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長及び事務局員は、会長が定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第11条 交通会議に監査委員を2人置く。

- 2 監査委員は、会長が委員の中から指名する。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(経費)

第12条 交通会議の運営に関する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他の財務に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第14条 交通会議の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

- 2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第15条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、当該解散の日に会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年2月12日から施行する。

この規約は、平成27年5月19日から施行する。

この規約は、令和3年2月9日から施行する。

この規約は、令和4年11月21日から適用する。

## あいのりくんの町外乗り入れについて（案）

### 1 背景

乗合タクシー「あいのりくん」は、令和4年11月現在、和水町全体で拠点16か所、共通指定乗降場所2か所を設定し、そのうち三加和地区は8か所（役場三加和総合支所、菊屋みかん店、JA玉名三加和支所、緑郵便局、森の里クリニック、歯科処神崎、三加和郵便局、三串歯科医院）＋共通指定乗降場所2か所（三加和温泉、福祉センター）である。

三加和地区利用登録者の乗合タクシーの利用は、菊水地区と比較すると少ない傾向にあり、令和3年度は785便（平均3.9便/日）となっている。

また、和水町おでかけ交通運行補助金の支出に当たっては、1日7便を想定した補助金単価で算出しているため、町民のさらなる利用を促進していきたい。

### 2 方向性

路線バスが廃止された地域を対象に、町外に設定した拠点への乗り入れを実施。

また、地域の実情、利用者のニーズ及び生活圏を調査し、産交バス、タクシー事業者と連携した地域公共交通ネットワークを構築していくことで、通院、通学、買い物等の生活サービス機能の充実を目指す。

### 3 具体策

- ①路線バスが廃止された岩地区（上岩、中岩、下岩）の3行政区に限り、山鹿市の山鹿バスセンターへ乗り入れを行う。料金設定は、片道500円/人とする。
- ②路線バスが廃止された春富地区（中林、東吉地、下吉地、中吉地、上吉地、和仁、中和仁、上和仁、開拓）の9行政区に限り、南関町のいきいき村へ乗り入れを行う。料金設定は、片道500円/人とする。

### 4 運行開始予定日

令和5年4月3日（月）

### 5 実現に向けた手順や課題

- ・関係市町間（山鹿市と南関町）での合意形成【済】
- ・タクシー事業者及びバス事業者との合意形成【済】
- ・和水町地域公共交通会議での説明
- ・運輸支局への各種届出

《三加和地区補助系統指定乗降場所及び接続バス停》

- |                |              |
|----------------|--------------|
| ① 三串歯科医院       | 【三加和総合支所バス停】 |
| ② 三加和郵便局       | 【三加和総合支所バス停】 |
| ③ スーパー菊屋みかん店   | 【三加和総合支所バス停】 |
| ④ JA 玉名三加和総合支所 | 【三加和総合支所バス停】 |
| ⑤ 和水町役場三加和総合支所 | 【三加和総合支所バス停】 |
| ⑥ 緑郵便局         | 【三加和総合支所バス停】 |
| ⑦ 歯科処神崎        | 【津田下バス停】     |
| ⑧ 森の里クリニック     | 【温泉センター前バス停】 |

路線バスが廃止された交通不便地域に対し、近くの町外拠点を設定することで利便性向上を図る

春富校区全域

いきいき村へ

《補助系統共通指定乗降場所及び接続バス停》

- ⑨ 三加和温泉ふるさと交流センター

三加和地区

菊水地区

《菊水地区補助系統指定乗降場所及び接続バス停》

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| ⑪ JA 玉名菊水総合支店    | 【前原バス停】      |
| ⑫ 和水クリニック        | 【諏訪原バス停】     |
| ⑬ 和水町立病院         | 【和水町立病院前バス停】 |
| ⑭ スーパー菊屋りんご店     | 【和水町立病院前バス停】 |
| ⑮ 和水町役場本庁        | 【江田バス停】      |
| ⑯ 肥後銀行菊水支店       | 【江田バス停】      |
| ⑰ コメリハード&グリーン菊水店 | 【江田バス停】      |
| ⑱ 菊水ロマン館         | 【菊水ロマン館前バス停】 |

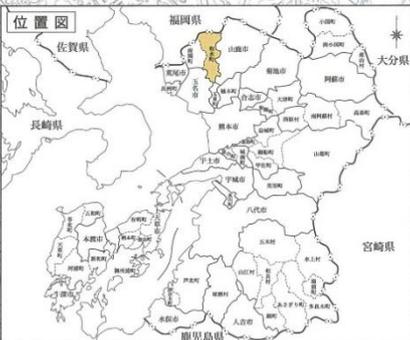
(1)南関山鹿線（三加和温泉経由）

岩地区

山鹿市  
山鹿バスセンターへ

(2)玉名山鹿線（東郷経由）

(3)菊水ロマン館～植木線（北谷経由）  
(4)玉名山鹿線（米の岳経由）



議案第3号

あいのりくんの無料期間実施について（案）

- 1 事業名 乗合タクシー利用促進事業
- 2 概要 あいのりくんの利用者負担分(300円/回)を無料とする。
- 3 目的 あいのりくんの利用者負担分を無料にすることで、物価高騰による経済負担の軽減を図るとともに、利用登録者数及び利用件数の増加を目的とする。
- 4 期間 令和5年1月から令和5年3月運行分
- 5 事業費 501,000円
- 6 周知 令和5年1月発行の町広報紙で周知する。



※事業費の一部は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進臨時交付金【重点支援分】を活用する。

議案第4号

和水町地域公共交通計画策定調査業務について（案）

和水町地域公共交通計画の策定に当たり、現況調査・整理をはじめ、目標設定、施策の検討などに専門的な知識を有することから、下記のとおり専門事業者に業務を委託するもの。

事業者の選定に当たっては、地方自治法第234条第1項、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とし、公募型プロポーザル方式により決定した。

記

- 1 業務の目的 和水町地域公共交通計画策定に係る地域特性の把握及びニーズ調査等を行う。
- 2 業務の概要
  - (1) 業務名 和水町地域公共交通計画策定調査業務(令和4年度実施分)
  - (2) 契約期間 令和4年11月10日から令和5年3月24日まで
  - (3) 請負金額 6,083,000円
  - (4) 請負業者 復建調査設計株式会社 熊本事務所 所長 加藤 大作  
熊本県熊本市中央区1-25-11
- 3 業務スケジュール 別紙のとおり

# 地域公共交通計画とは・・・

## 現状と課題

全国多くの地域で、人口減少の本格化、高齢者の運転免許返納の増加、バスをはじめとする公共交通サービスの需要の縮小、運転手不足などにより、地域の公共交通の維持・確保が難しい状況となっている。

地域における移動手段の維持・確保は、交通分野のみでなく、観光・まちづくりといった地域の活性化などの様々な分野に効果をもたらすことから、自治体を中心となって、多様な関係者と連携し、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することが重要となっている。

## 法改正

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の一部改正  
(令和2年11月27日施行)

- 原則、全ての地方公共団体で「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成を努力義務化
- 地方自治体による「地域公共交通計画」(マスタープラン)の作成を努力義務化
- 従来の公共交通サービスに加え、地域における輸送資源も計画に位置づけ
- 特に過疎地域では、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を推進する。

## 地域公共交通計画

- 地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たす。
- 地方公共団体が中心となって、交通事業者や住民・団体などの地域の関係者と協議しながら作成する。
- 既存のバスやタクシーの公共交通サービスを最大限活用した上で、必要に応じて自家用有償旅客運送やスクールバス、既存の送迎サービス等の地域の輸送資源も最大限活用する。
- キャッシュレス化や自動運転などのデジタル技術も考慮する。